

6. 組織運営(自己点検・評価)

津田塾大学全学自己点検・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 「津田塾大学自己点検・評価実施規則」第4条第1項の全学自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 全学委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及びその処理に当たる。

- (1) 学科等の点検・評価の実施についての連絡調整に関すること
- (2) 全学の点検・評価の実施並びにその実施結果の取りまとめ及び公表に関すること
- (3) 学科等の点検・評価及び全学の点検・評価の実施結果の利用に関すること
- (4) 学科等の点検・評価及び全学の点検・評価の実施方法の改善に関すること
- (5) その他学科等の点検・評価及び全学の点検・評価の実施に関する重要事項

(組織)

第3条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学科主任
- (2) 研究科委員長のうちから互選により選出された者 1人
- (3) 研究所長のうちから互選により選出された者 1人
- (4) 図書館長
- (5) センター長のうちから互選により選出された者 1人
- (6) 教務委員会、入試委員会及び学生委員会の各委員長
- (7) 企画広報課長
- (8) 総務課長
- (9) 教務課長

(委員長及び副委員長)

第4条 全学委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 委員長は、全学委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の職務を助ける。

(議事)

第5条 全学委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 全学委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、全学委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員及び専門委員会)

第7条 全学委員会に、専門的事項の処理に当たらせるため、専門委員を置くことができる。

- 2 全学委員会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

(事務)

第8条 全学委員会に関する事務は、関係各課等の協力を得て事務局企画広報課において処理する。

附 則

この規則は、平成6年(1994年)9月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年(2004年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、平成17年(2005年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この規則は、平成24年(2012年)4月1日から改正、施行する。